

尼崎市民間賃貸住宅住替え補助
申請の手引き

第2版:令和7年3月24日

尼崎市 住宅政策課

■問い合わせ

尼崎市 都市整備局 住宅部 住宅政策課

TEL:06-6489-6608

FAX:06-6489-6597

E-mail:ama-jutakuseisaku@city.amagasaki.hyogo.jp

尼崎市民間賃貸住宅住替え補助 申請の手引き

尼崎市では、若年夫婦世帯及び子育て世帯の定住につなげるうえで、本市での暮らしを知るきっかけとなるよう、兵庫県外から尼崎市内への転入の促進を図ることを目的とし、若年夫婦世帯及び子育て世帯が本市の区域内に存する民間賃貸住宅に新たに入居する場合における当該住替えに要する費用の一部を補助します。

この手引きは、「尼崎市民間賃貸住宅住替え費用補助要綱(以下「要綱」という。)」に基づき実施する補助金交付の手続き等について、まとめたものです。

※事業期間は、令和8年度までの予定です。

<目次>

- 1 補助制度の概要
- 2 補助金交付申請から交付までの流れ
- 3 問い合わせ窓口

※要綱および様式は、次のホームページに掲載されています。

尼崎市ホームページ

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/sumai/konyu/1037151.html>

1 補助制度の概要

① 事業概要

若年夫婦世帯(夫婦の合計年齢が70歳未満の世帯)又は子育て世帯(中学校を卒業するまでの子どもがいる世帯)の本市の区域内に所在する民間賃貸住宅への住替えに要する費用の一部を補助します。

② 対象住宅

- (1) 民間賃貸住宅であること
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する新耐震基準(昭和56年6月施行)に適合し、又は同等の耐震性能を有していること
- (3) 住戸専用面積が55㎡以上であること
- (4) 夫婦いずれかの名義で賃貸借契約を締結した民間賃貸住宅であること

③ 補助対象者

- (1) 世帯の構成員のいずれかが、令和8年12月18日までの間に兵庫県外から対象住宅に住み替えていること
- (2) 申請日まで対象住宅に継続して居住していること
- (3) 住替え日から1年を経過するまでの日又は令和8年12月の最終の市の開庁日のいずれか早い日までに補助金交付の申請を行うこと
- (4) 申請日において若年夫婦世帯又は子育て世帯であること
- (5) 申請日より5年以上尼崎市内に居住する意思を有していること
- (6) 世帯に属するすべての構成員が、生活保護法(昭和25年法律第144号)第14条に規定する住宅扶助又は生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第3条第3項に規定する生活困窮者住居確保給付金を受給していないこと
- (7) 世帯に属するすべての構成員が、尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第5号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する暴力団密接関係者でないこと
- (8) 過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと
- (9) 世帯に属するすべての構成員が、兵庫県又は本市から本件補助と同様の補助等を受けていないこと

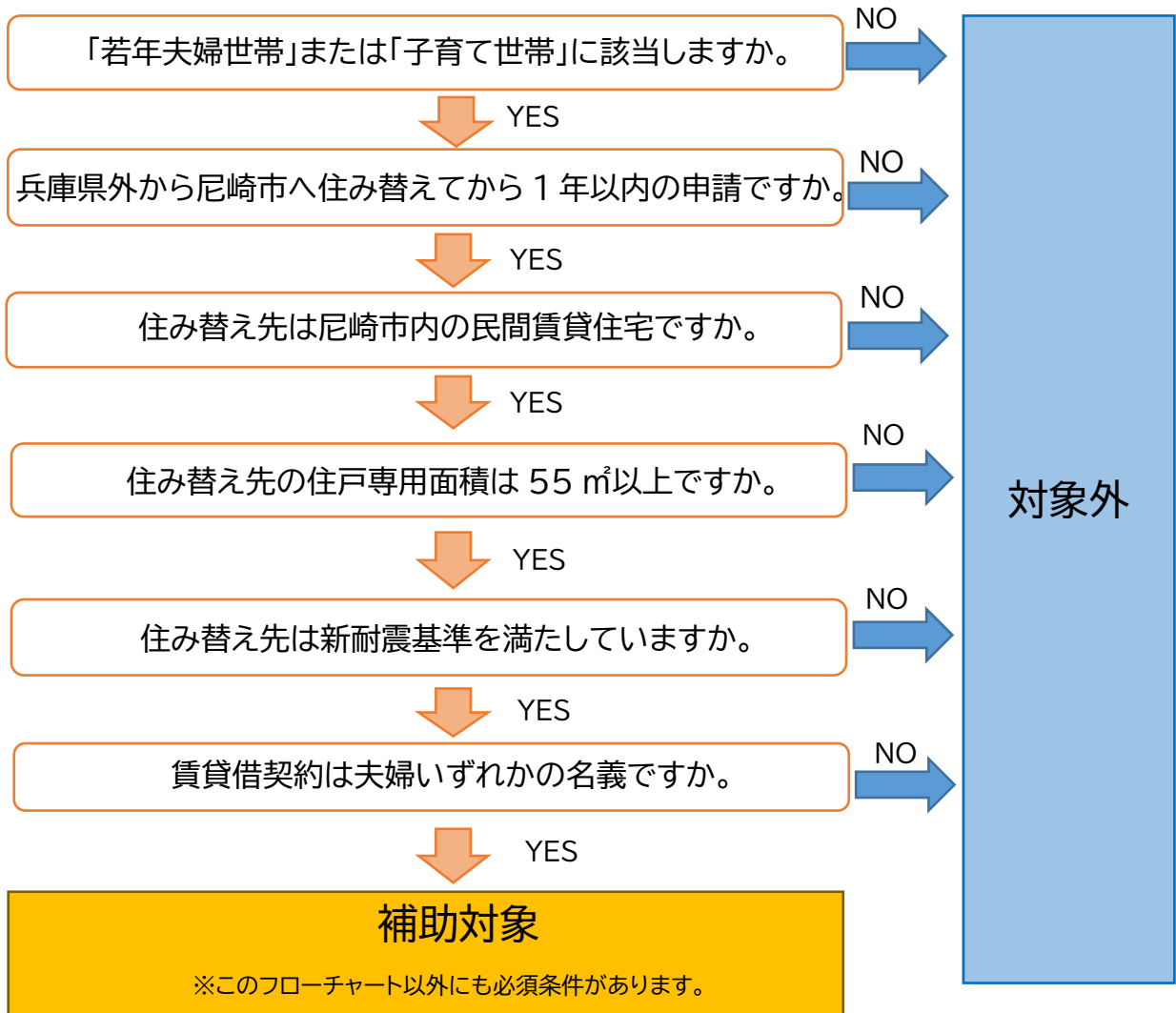
④ 補助金の額

本件補助に係る補助金の額は、25万円とします。

⑤ その他

予定期間中であっても、補助予定額に達した場合は、募集を終了します。

補助対象判定フロー図



※若年夫婦世帯

年齢の合計が70歳未満の夫婦のみで構成される世帯

※子育て世帯

15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(出産予定の子を含む。)
(以下「中学校卒業前の子」という。)とその親を含む世帯員で構成される世帯

※民間賃貸住宅

民間賃貸住宅には社宅、官舎及び寮等の給与住宅並びに兵庫県又は本市が設置する賃貸住宅で市長が認めるものを含みます。

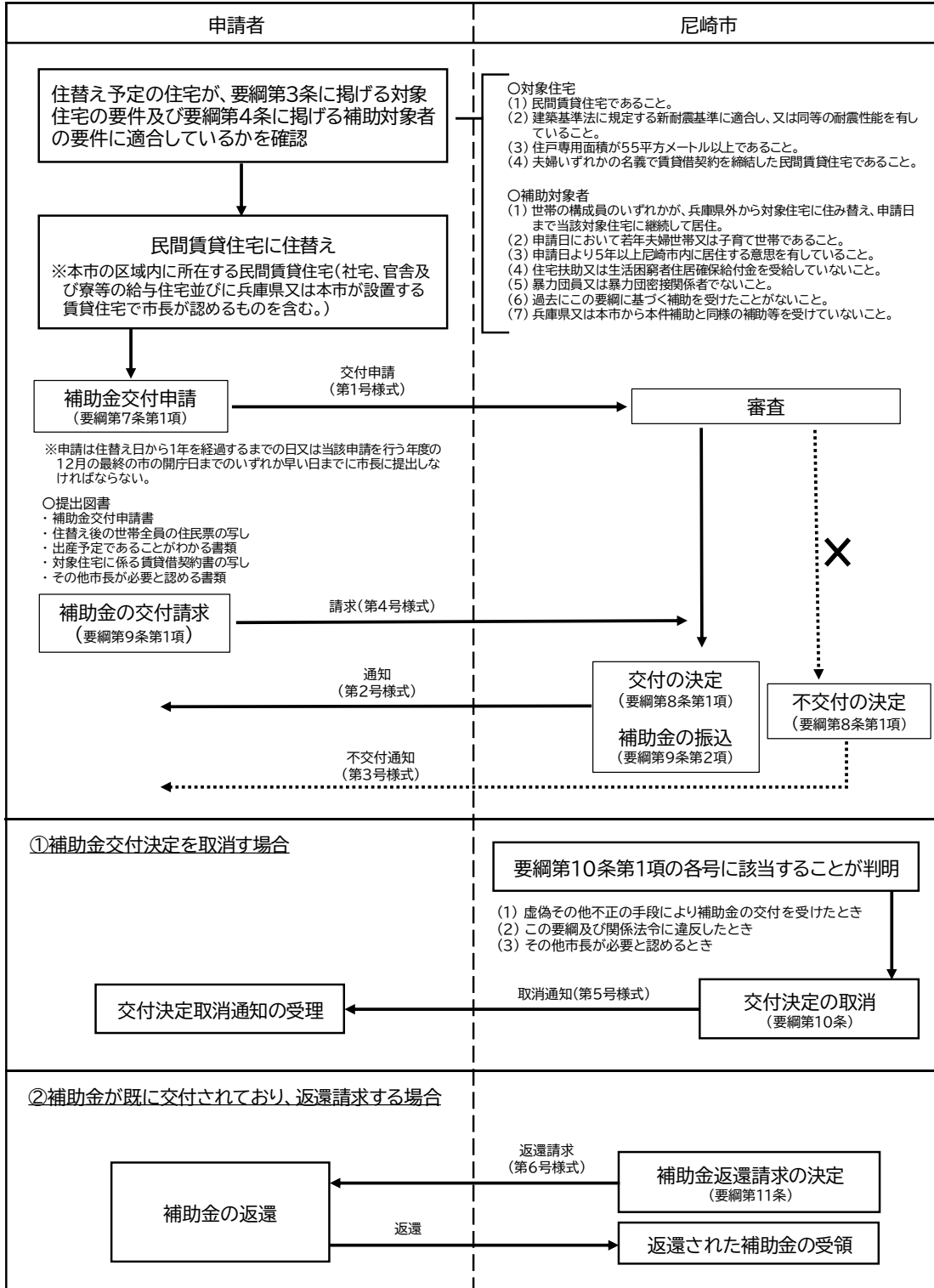
※新耐震基準(いずれかに該当するか確認)

①1981(昭和56)年6月1日以降に着工された住宅。(建物の完成日ではありません)

②1981(昭和56)年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断・耐震改修により新耐震基準に適合している。

2 補助金交付申請から交付までの流れ

尼崎市民間賃貸住宅住替え費用補助 交付申請フロー図



① 補助金交付申請及び交付請求

補助金の申請をされる方は、補助金交付申請書(第1号様式)および補助金交付請求書(第4号様式)に添付書類と共に、住宅政策課の窓口まで提出してください。

※申請様式は尼崎市ホームページからダウンロードできます。

なお、申請は「住替え日から1年を経過するまでの日」又は「申請を行う年度の12月の最終市の開庁日」のいずれか早い日までに行うことが必要です。

申請する前に、必ず次の書類がそろっていることを確認してください。

※提出された書類は返却しませんので、必要に応じて控えをご準備ください。

★ は全員必須書類です。

確認	必要書類	留意事項
<input type="checkbox"/>	★補助金交付申請書(第1号様式)	
<input type="checkbox"/>	★住替え後の世帯全員の住民票の写し	* 続柄の記載が必要(マイナンバーは記載不要)
<input type="checkbox"/>	出産予定であることがわかる書類の写し (母子手帳の写し等) ※該当者のみ 出産予定の子どもがいる場合は、出産予定がわかる書類(母子手帳の写し等)で下記の記載がある部分を提出してください。 ・発行元 ・交付日 ・子の親の氏名 ・分娩予定日	
<input type="checkbox"/>	★対象住宅に係る賃貸借契約書の写し 夫婦いずれかの名義で契約した賃貸借契約書で、下記の記載がある部分を提出してください。 ・所在地 ・契約締結部分(契約両者の記名押印箇所) ・契約締結日 ・契約期間 ・住宅の広さ(平方メートル) ・建築年	* 賃貸借契約書に記載されていない場合は、重要事項説明書も併せてご提出ください。 * 建築年が1981年(昭和56年)5月以前で、耐震診断・耐震改修などで新耐震基準に適合している建物の場合は、上記の書類に追加して耐震基準適合証明書など耐震性が確認できる書類の写しも併せて提出してください。
<input type="checkbox"/>	★アンケート	

確認	必要書類	留意事項
<input type="checkbox"/>	★補助金交付請求書(第4号様式)	*申請者名と口座名義人は同一にして下さい。
<input type="checkbox"/>	★振込先の銀行口座の写し 通帳・キャッシュカード・WEB画面などの写しなど、下記がわかるものをご提出ください。 ・金融機関名 ・支店名 ・口座番号 ・口座名義	

② 交付の決定

内容を審査し、交付又は不交付の決定を行うものとします。

③ 補助金の振込

補助金の交付を決定した場合は、指定された申請者名義の口座に振り込みます。

振込時期は交付申請した翌々月の中旬頃です。

④ その他

(1) 交付決定の取り消し

補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことがあります。

(a) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(b) この要綱及び関係法令に違反したとき。

(c) その他市長が補助金を交付することが不相当と認めたととき。

(2) 補助金の返還

上記(a)(b)(c)の事由により補助金の交付決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、既に交付した補助金の全部の返還を求めます。

3 問い合わせ窓口

■本件補助に関するご相談、お問い合わせ、受付窓口

尼崎市 都市整備局 住宅部 住宅政策課

TEL:06-6489-6608 FAX:06-6489-6597

E-mail:ama-jutakuseisaku@city.amagasaki.hyogo.jp